

株 主 各 位

長野県伊那市西箕輪2148番地188

株式会社イナリサーチ

代表取締役社長 中 川 賢 司

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 長野県伊那市西箕輪2415番地6
伊那技術形成センター2階研修室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第48期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 剰余金の処分の件

以 上

- ~~~~~
- ★ 新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本年の株主総会の開催方針を以下のとおりといたしたく存じます。
 - ご出席にあたっては、ご体調をお確かめのうえマスクの着用をお願い申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様におかれましては特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

- 出席役員及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

ご出席株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ina-research.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における当社を取り巻く経営環境といたしましては、まず新型コロナウイルスに関しては、営業・学会活動が制限されている一方で、経費削減による収益の改善も生じております。

また、エネルギー費の上昇、当第4四半期に顕在化した大動物等の試験資材の高騰に関しては、以下記載のとおり、目下は旺盛な新薬開発需要により、特に収益を圧迫するような状況には至っておりません。

近年の医薬品市場においては、抗体医薬品、核酸医薬品、再生医療、遺伝子療法といったバイオ医薬品（バイオテクノロジーを用いて製造されるタンパク質を有効成分とした高分子の医薬品）の技術が広がりつつあり、創薬モダリティ（医薬品の創薬基盤技術の方法・手段の分類）が多様化しております。

国内においては、医療費圧縮政策により、大手製薬各社はがん、中枢薬、希少疾患等の高額な薬価が見込まれるターゲット領域への集中化や、非臨床試験を含む研究関連業務の外注化による経営資源の集中化を更に進めるとともに、積極的にグローバル市場に進出しております。

併せて経産省による創薬ベンチャー支援が決定し、国内の創薬ベンチャー企業の動きも活性化しつつあります。

また、アジア圏においては、各国の創薬力育成強化政策を受け、医薬品開発の需要は総じて拡大しております。

このような中、当社はバイオ医薬品試験対応のための高度分析機器や試験施設への投資を積極的に実施するとともに、海外営業を強化し、バイオ医薬品市場及びアジア圏からの受託を順調に拡大しております。

また、SEND(米国食品医薬局(FDA)への新薬申請時に義務化されている非臨床試験データ標準フォーマット: Standard for Exchange of Nonclinical Data)の変換対応サービスについては、国内CROのトップランナーとして、国内外での顧客数を着実に増やしております。

また、国立研究開発法人日本医療開発機構 (AMED)の支援のもと、国立大学

法人信州大学が推進する「遺伝子・細胞治療研究開発基盤事業（遺伝子改変T細胞（CAR-T細胞）の医薬品化に向けた研究基盤整備）」の研究拠点として当社内に設けられた施設は、2022年3月に遺伝子治療用ウイルスベクターや腫瘍溶解性ウイルスの非臨床安全性試験に対応できるようリニューアルされ、遺伝子治療法開発のノウハウ蓄積が加速度的に進むことが期待されています。

これらの結果、当事業年度における受託試験事業につきましては、過去最高の受注を獲得した前事業年度をさらに上回る受注を獲得いたしました。

また、環境事業においては、コロナ禍により営業活動が制限された影響により、新規の国立大学等の動物関連施設更新工事の受注で苦戦を強いられ、メンテナンスや物販の売上となりました。

なお、当社の近年の業績動向及び将来の課税所得の発生見込等の状況を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、回収可能性のある部分について繰延税金資産を計上することとし、これに伴い法人税等調整額△63,109千円（△は益）を計上しております。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高は3,204,538千円（前期比9.4%増）、営業利益は351,773千円（前期比71.3%増）、経常利益は339,516千円（前期比91.7%増）、当期純利益は334,832千円（同43.9%増）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

・受託試験事業

当事業部門におきましては、バイオ医薬品試験対応のための投資を積極的に実施するとともに、海外営業を強化し、バイオ医薬品市場及びアジア圏からの受託を順調に拡大いたしました。

その結果、常に安定して高い稼働率を維持できたことによる原価の低減、コロナ禍による営業・学会活動が制限されたことによる経費削減もあり、収益が改善いたしました。売上高は3,056,491千円（前期比12.7%増）、営業利益は344,680千円（前期比92.3%増）となりました。

・環境事業

当事業部門におきましては、コロナ禍により営業活動が制限された影響により、新規の国立大学等の動物関連施設更新工事の受注が獲得できず、メンテナンスや物販の売上のみとなったことから、売上高は148,046千円（前期比31.9%減）、営業利益は7,092千円（前期比72.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資の総額は128,999千円で、その主なものは、次のとおりであります。

・当事業年度中に取得した機器等		
受託試験事業	試験機器	60,676千円
	施設改修等	48,682千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 45 期 (2019年3月期)	第 46 期 (2020年3月期)	第 47 期 (2021年3月期)	第 48 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	2,585	2,862	2,929	3,204
経 常 利 益 (百万円)	60	30	177	339
当 期 純 利 益 (百万円)	56	36	232	334
1株当たり当期純利益 (円)	18.90	12.20	77.61	111.65
総 資 産 (百万円)	3,242	3,466	4,034	4,861
純 資 産 (百万円)	761	798	1,031	1,363

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 対処すべき課題

当社の主要顧客である製薬業界においては、薬価改定による国内売上高の成長鈍化は見られるものの、研究開発テーマは従来テーマに加え感染症治療薬などの開発需要も加わり、総じて増加傾向にあるものと見られます。医薬品の種類については低分子医薬品、バイオ医薬品、それぞれにバラエティーが増えつつあり、また、AI創薬や過去情報利用による新たな創薬手法の登場など、各社の差別化戦略を伴い、変化と広がりを見せております。

また近年、アジア圏における創薬の拡大も見受けられるなか、海を越えたCROの役割や期待も増えているものと認識しております。

環境事業においては、研究施設の更新需要は依然あるなかで、新型コロナウイルスの蔓延による、設備投資計画の延期や建設会社の活動鈍化などの影響が懸念される一方で、新型コロナウイルス対策として有効とされる微酸性電解水生成装置などの需要が増加しています。

その他、新規取り扱い製品などのテーマもあり、これらを売上に繋げる必要があります。

この様な状況において、高い成長性を確保するために、以下のような課題があるものと認識しております。

① 新型コロナウイルス感染症拡大と事業継続に関する取組

新型コロナウイルスについて、現在のところ直接的な影響は顕在しておりません。しかしながら、製薬会社の多くは在宅勤務によるテレワークが中心となっており、当社の営業活動も同様であります。委託者との試験の進捗確認等においては今まで以上に時間を要することが考えられます。また環境事業におきましても同様であります。このことから、売上、受注ともに下期の比重が大きくなることが予想されます。また今後の過程によっては経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

この度の新型コロナウイルスの国内における拡大にあたり、社員及び社員の家族のウイルスからの感染防止対策と、万が一の発症時の被害の最小化などの対策が不可欠です。

当社においては、感染防止対策として、可能な限り職員の在宅勤務を進めておりますが、業務の性質上、出社しなければ遂行できない業務が大半です。

その様な状況において、職員の行動制限、全従業員の日々の健康チェック、出社職員のマスク着用や手洗い等の励行、時間差通勤、部門の分散化、密度の軽減、執務机毎のビニールバリアード設置、外部との接触機会の低減、微酸性電解水生成装置の活用等、考える限りの対策を実施しております。

幸いにも長野県内における発生が限定的である事、必要資材も十分確保できている事などから、受託試験の遂行に障害は生じておりませんが、引き続き感染防止対策を進め、万が一災害が発生した場合にも、人的、物的被害を最小にするべく、総合的なリスク対策を進めて参ります。

② 収益の確保

近年、上記の市況や営業拡大に伴う業務量の増加に対応するべく、増員、施設改修によるキャパシティーの増加、各種高額検査機器などの投資を行い、成長に向けた拡大を図っておりますが、これらは先行投資であり、回収は遅れて見込まれます。

その様な状況において、収益率を上げる事が最大の経営課題になっております。

次年度より、従来からあった経営企画室の業務を拡大するとともに、これらの経営課題を専任して分析し解決にあたるべく経営管理を強化します。

③ 新技術対応

新薬開発のバラエティーの拡大を受け、研究開発専任部門を設置し、これに取組んでおります。具体的には、国立研究開発法人日本医療開発機構（AMED）の支援のもと国立大学法人信州大学（以下「信州大学」）と共同で進める、遺伝子・細胞療法研究開発センター（CARS）の運営や試験の実施、産学連携、社内での新たな試験系の開発等に取り組んでおります。特に信州大学が推進する「遺伝子・細胞治療研究開発基盤事業（遺伝子改変T細胞（CAR-T細胞）の医薬品化に向けた研究基盤整備）」の研究拠点として当社内に設けられた施設には、新たにAMEDからより遺伝子可変試料等の取り扱いを可能とする為の投資予算が付き、遺伝子治療法開発のノウハウ蓄積が加速度的に進むことが期待されています。

また、環境事業においても、新規取扱商品や従来製品のコストダウン対策などに取組んでおり、これらを売上につなげて参ります。

④ 新規事業の拡大

近年開始した、SEND受託、海外代理店事業については順調に売上を拡大しております。これらの事業については、体制強化と信頼性強化に努めつつ、引き続き営業活動を推進し、環境事業に続く第3、第4の柱事業に成長させるべく努めて参ります。

⑤ 人材の育成

当社の事業継続及び拡大にあたっては、より質の高いサービスの提供に努め、医学・薬学・獣医学などの専門的な知識・技術を有する人材のほか、IT技術やマネジメントに優れた人材が不可欠です。また海外との連携ややり取りが出来る人材も求められます。

この様な人材を育成するための教育研修を重要課題として継続して取組んでまいります。

(4) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社の主力事業は、動物等を用いた試験を通じて医薬品・食品の開発支援を行う受託試験事業であります。その他、非臨床試験施設として培ったノウハウを活かした脱臭剤搭載装置の設計・販売を行う環境事業を展開しております。

各事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容
受託試験事業	医薬品・食品開発のための安全性試験、薬効薬理試験の受託
環境事業	空調装置、スクラパー（ガス除去装置）、脱臭剤搭載装置、動物飼育機材の開発・施工・販売等

(5) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

本 社	長野県伊那市
研 究 施 設	長野県伊那市
支 所	東京（東京都千代田区）

(6) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
202名	8名増	46.1歳	15.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者は含みません。

(8) 借入先の状況（2022年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	510,930千円
株 式 会 社 長 野 銀 行	140,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	65,000千円
長 野 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	49,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事象

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,998,800株
- (3) 株主数 1,952名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 川 賢 司	448,500株	14.9%
オリエンタル酵母工業株式会社	443,800株	14.7%
中 川 博 司	187,400株	6.2%
イナリサーチ従業員持株会	102,600株	3.4%
小 沼 滋 紀	88,800株	2.9%
杏 林 製 薬 株 式 会 社	53,000株	1.7%
神 林 忠 弘	45,300株	1.5%
中 川 睦 子	44,500株	1.4%
神 林 正 光	42,000株	1.4%
株 式 会 社 S B I 証 券	39,600株	1.3%

(注) 自己株式は所有しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	中 川 博 司	Ina Research Philippines, Inc. 代表取締役会長
代表取締役社長	中 川 賢 司	
常 務 取 締 役	佐 藤 伸 一	試験研究センター長
取 締 役	芦 部 喜 一	
取 締 役	新 井 秀 夫	オリエンタル酵母工業株式会社 常務取締役 バイオ事業本部長 北山ラベス株式会社 取締役
取 締 役	佐 藤 尚 子	
常 勤 監 査 役	新 村 和 人	
監 査 役	松 崎 堅 太 朗	税理士・公認会計士
監 査 役	浦 野 正 敏	

- (注) 1. 取締役芦部喜一氏、新井秀夫氏及び佐藤尚子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松崎堅太郎氏及び浦野正敏氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松崎堅太郎氏は、税理士・公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2021年6月24日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって、取締役本坊敏保氏は任期満了により退任いたしました。
5. 2021年6月24日開催の第47期定時株主総会において、佐藤尚子氏は新たに取締役に就任いたしました。
6. 当社は、取締役芦部喜一氏及び佐藤尚子氏ならびに監査役松崎堅太郎氏及び浦野正敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は優秀な人材確保、職務執行の委縮の防止のため、取締役全員及び監査役全員を被保険者とする、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は、特約部分も含めた総額の1割を被保険者が、9割を会社がそれぞれ負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額を設けてあり、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針

取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の決定方法は、取締役会にて決定することとしており、2021年2月10日開催の取締役会において決定しております。方針内容の概要は以下の通りです。

イ) 基本方針

当社は、コーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけて、継続的な企業価値の向上につながることを、また業務執行・経営監督の機能に応じそれぞれが適切に発揮されることを、基本方針としております。

主な内容は以下のとおりです。

- ① 企業目標である「明日の医療を実現する」ため継続的な企業価値の実現を促すものであること
- ② そのためには、中長期的な成長を動機づけるものであること
- ③ 優秀な人材を確保し維持できること
- ④ 公平・公正であること

ロ) 報酬の内容等

当社取締役が担うべき機能・役割を基本とし、同規模の他企業との比較や地域性を加味しながら当社の財務状況を踏まえて設定しております。

取締役の報酬の総額については、2021年6月24日開催の株主総会において年額1億円（うち社外取締役分600万円以内）と決議されており、その範囲内において、取締役会の承認に基づいて支給しております。

① 基本報酬

常勤取締役の基本報酬は、従業員のモデル最高給者をベースとする基本部分と、取締役毎にそれぞれの役割・責務に基づいて査定されたジョブサイズポイントにジョブサイズ単価を乗じた加算部分とで構成され、毎月現金で支払うこととしております。

ジョブサイズポイントの査定項目の概要は以下の通りです。

- ・組織、人事：管理責任・指導育成義務・管轄する組織の規模（人数）等
- ・法的責任：業務に関連する法規制チェックリストにより査定
- ・個人資質、行動：会社へのロイヤリティ、他の取締役及び部下からの信頼等
- ・取組実績、達成事項：全社数値目標への貢献度合い、部門課題の達成状況

② 業績連動報酬

業務執行を担う取締役には業績報酬があり財務状況を踏まえて実施されます。なお、実施する場合は前事業年度における各取締役のジョブサイズポイント比をベースとして、特記すべき事項等を勘案の上配分を決定することとし、その総額は前事業年度当期純利益実績の最大10%としております。

業績指標として当期純利益を選定した理由は、当期純利益の増加が株主資本の増加となり将来の配当原資として株主の意向に沿うものと認識するためであります。

当事業年度を含む当期純利益の推移は「1. 会社の現況に関する事項 (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

なお、当事業年度および直前3事業年度の当期純利益の推移は以下のとおりであります。

第45期（2019年3月期）	5,600万円
第46期（2020年3月期）	3,600万円
第47期（2021年3月期）	2億3,200万円
第48期（当事業年度：2022年3月期）	3億3,400万円

取締役毎の業績連動報酬は12等分し、毎月現金で支払うこととしております。

ただし、前事業年度の活動の結果としての配当が無配だった場合は当期純利益を計上していても業績連動報酬は実施いたしません。

- ③ 非常勤の取締役の報酬については、同規模の他企業との比較や地域性を加味しながら当社の財務状況を踏まえて設定しております。

また、経営の監督機能を担う取締役会長及び社外取締役については、独立性を確保する必要があることから業績連動報酬の対象外としております。

- ④ 非金銭報酬（株式報酬、ストックオプション含む）

復配後に検討すべき事項と考えており、現時点では採用しておりません。

- ⑤ 個人別報酬における各種類（基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等）の比率

業績連動報酬については最大で基本報酬の5割程度とし、非金銭報酬については現時点では定めておりません。

- ⑥ 当社は、2013年6月27日開催第39期定時株主総会におきまして、取締役及び監査役への役員退職慰労金制度を廃止しております。

ハ) 審議・決定プロセス

- ① 取締役会は四半期ごとに業務執行を担う各取締役より「取締役の業務執行状況報告書」により、課題の進捗状況について報告を受けております。
- ② 代表取締役社長中川賢司は株主総会後の第1回取締役会において、当事業年度の取締役の役員報酬について、各取締役の職務内容、責任の大きさ、業務執行の状況、貢献度等を勘案の上、基本報酬及び業績連動報酬に関する基本方針を提案いたします。
- ③ 取締役会は、代表取締役社長中川賢司の提案について説明を受け、質疑応答を行った上で、その基本方針を承認し、最終的な各取締役のジョブサイズの査定・調整等を代表取締役社長中川賢司に再一任いたします。
代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。
- ④ 代表取締役社長中川賢司は各取締役の報酬を確定し、7月度支払分より新報酬に移行いたします。

ニ) 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会の個人別報酬等の決定にあたっては、取締役会において、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を実施することで、決定方針に沿うものと判断しております。

ロ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	28,540 (3,360)	28,540 (3,360)	— (—)	— (—)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13,680 (4,440)	13,680 (4,440)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	42,220 (7,800)	42,220 (7,800)	— (—)	— (—)	10 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2021年6月24日開催の第47期定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役分は6,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第34期定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

イ) 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2013年6月27日開催の第39期定時株主総会決議に基づき、2021年6月24日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役1名 1,800千円（うち社外取締役 なし）

（上記金額には、上記取締役及び監査役の報酬等の総額及び過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額である、取締役1名1,800千円（うち社外取締役 なし）が含まれております。）

(5) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動内容

	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 芦部喜一	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席いたしました。社外にて培った、企業経営に関する高い見識と経験を当社の経営に反映する役割を期待しており、取締役会を通じて従業員のモチベーションアップ等に関する発信を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 新井秀夫	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。バイオ事業を展開する企業での長年の業務や経営経験を活かし、有用な助言、提言を行う役割を期待しており、取締役会にて国内外のバイオ事業の状況や事業運営上の留意事項等について情報提供を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 佐藤尚子	2021年6月24日付で取締役に就任以降開催された取締役会13回全てに出席いたしました。当社が本社・研究所を運営する長野県の幹部職員として、保健・医療、女性活躍、労務管理や働き方改革等に携わった豊富な経験から、女性の積極的登用から子育て・介護支援、SDGs（持続可能な開発目標）へのアプローチ、といった重要課題に対し、有用な助言、提言を行っております。
監査役 松崎 堅太郎	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会16回全てに出席いたしました。税理士並びに公認会計士としてその豊富な知識・経験に基づき、その専門的見地からの提言を行う役割を期待しており、取締役会における意思決定プロセスにおいて専門的見地からの情報提供を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を監査するとともに、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 浦野正敏	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会16回全てに出席いたしました。長年にわたり上場会社の経営に携わることで培った、高い見識と経営監視能力を当社経営に活かす役割を期待しており、取締役会において生産性の見える化等、経営の透明性を促すための情報提供を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を監査するとともに、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「INA Compliance Handbook」に基づき、取締役及び使用人が法令、定款を遵守し、社会通念に則った倫理や企業の社会的責任に準じた行動を取るための体制を確立する。
- ・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス状況について必要に応じて当社の取締役会に報告するものとする。
- ・社内コンプライアンス推進者及び社外コンサルティングの2通りのコンプライアンスヘルプラインを構築し、効果的な運用を図る。
- ・社長直轄の内部監査室を設置し、定期的に監査を実施・報告させることで、社長及び常勤監査役が各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況を常に把握する。
- ・反社会的勢力による不当要求に対しては、当社の「反社会的勢力排除宣言」、「INAコンプライアンス行動規範」に従い、組織全体として毅然たる態度で臨むものとし、反社会的勢力との取引を一切排除する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定及び報告など、取締役の業務の執行に係る情報は法令、「情報セキュリティポリシー」、文書管理規程及び関係社内規程の定めるところに従って、適切に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業上のリスクについては、「リスクに対する基本ポリシー」に従って対応し、必要に応じて、それぞれの担当部門が規程やマニュアルを整備し、周知・徹底を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は中期経営計画及び年度経営計画を策定し、各部門担当取締役はそれらに沿った具体的、効率的な職務遂行体制を構築する。
- ・役員規程・取締役会規程・組織規程にて取締役、各担当部門及び使用人の責任を明確にする。
- ・各部門担当取締役は、職務の遂行状況を取締役会において定期的に報告し、施策及び効率的な職務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- ・取締役会の下部組織として経営会議を設置し、取締役本来の職務の執行に専念できる体制を整えとともに、取締役の意思決定支援を行う。
- ・業務の執行にあたっては、稟議規程に従って所定の権限者の承認を得て行う体制を整備する。

⑤ 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制については、必要に応じて、当社の各担当部門が指導・監督する。また、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況を的確に把握し、適正な取引を行う体制を整備する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役会事務局を設置し、当該使用人を監査役会事務局に配置するものとする。
- ・当該使用人は監査役より指示・命令された監査業務に関して、取締役、所属部門上長等の指揮命令を受けないものとする。
- ・当該使用人の独立性に配慮し、当該使用人の人事考課については監査役が行う。
- ・当該使用人の人事異動、報酬等その他雇用条件に関する事項については、監査役会の同意を得た上で決定する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、または著しく影響を及ぼす重要事項、法令等の違反行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実を知った場合には、遅滞なく当社監査役に報告する。
- ・監査役に対し、監査役が必要と判断した重要会議に出席する権限及び重要な議事録、稟議書の閲覧権を付与する。
- ・内部通報担当部門は、当社監査役に内部通報の状況等を報告する。
- ・通報を行った者が当該通報を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

⑧ 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は定期的に社長と会合を持ち、意見交換することができる。
- ・監査役は監査業務の必要に応じて弁護士、会計士等の専門家の助言を受けることができる。
- ・監査役は会計監査人及び内部監査室と円滑に連携して、取締役の業務の執行状況及び使用人の業務状況等を的確に把握することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では内部統制システムの整備に関する基本方針(業務の適正を確保する体制)に基づいて、体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における主な運用状況は次のとおりです。

① コンプライアンスに対する取組み

「Ina Compliance Handbook」の冊子を全役員及び職員に配布し、コンプライアンス意識の周知と徹底に取り組んでおります。

また、当社のコンプライアンス委員会は、コンプライアンス状況を当社取締役会に報告しております。

② 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保

取締役会は社外取締役3名を含む6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度中に16回開催され、重要事項の決議と経営情報に関する報告が行われました。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社に関連する各種リスクの存在と特性を認識し、適切なリスク管理を整備するため「リスクに関する基本ポリシー」を定め、継続的にモニタリングを行い、当社取締役会に報告しております。

④ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

内部監査室担当者が各部門に赴き、業務プロセスの担当者が実施したウォークスルーを確認することで、リスクや対応の見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性和遵守の教育を実施しております。

⑤ 監査役監査の実効性確保

監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名の3名で構成されております。全監査役は取締役会に、常勤監査役は取締役会に加えて経営会議等重要会議に出席し、取締役等の業務執行状況を監査しております。当事業年度において監査役会は16回開催されました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策を最重要課題のひとつと認識し、将来の事業展開に必要な内部留保の確保を図りつつ、継続的かつ安定的な配当実施を原則としています。また、配当金額は当社の業績、経営環境及び配当性向等総合的に考慮して決定されるべきものと考えております。内部留保金につきましては、設備投資など業容拡大のために有効活用することにより、業績の向上を図り企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回配当を行うことができますが、従来より通期の決算状況を踏まえ、期末配当のみを行う方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針及び現在の経営状況に鑑み、1株当たり8円の配当を実施することといたしました。

また、次期の配当金は、期末配当10円を予定しております。

(注) 本事業報告における記載金額は各単位未満を切り捨て、比率は各単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,168,194	流 動 負 債	2,678,409
現金及び預金	971,683	支払手形	357,414
受取手形	888	電子記録債務	72,662
電子記録債権	7,287	買掛金	122,772
売掛金	464,384	1年内返済予定の 長期借入金	120,040
契約資産	57,992	リース債務	72,109
商品及び製品	301	未払金	84,456
仕掛品	959,838	未払費用	49,357
原材料及び貯蔵品	417,857	未払法人税等	60,010
前渡金	258,846	未払消費税等	60,107
前払費用	28,437	契約負債	1,496,065
その他	676	賞与引当金	157,130
固 定 資 産	1,693,154	受注損失引当金	3,018
有 形 固 定 資 産	1,457,086	その他	23,264
建物	582,247	固 定 負 債	819,176
構築物	2,167	長期借入金	644,890
工具、器具及び備品	74,995	リース債務	120,139
土地	613,912	その他	54,147
リース資産	183,617	負 債 合 計	3,497,586
その他	145	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	29,345	株 主 資 本	1,363,762
ソフトウェア	26,196	資本金	684,940
その他	3,149	資本剰余金	346,354
投資その他の資産	206,721	資本準備金	346,354
繰延税金資産	143,635	利益剰余金	332,467
その他	63,986	その他利益剰余金	332,467
貸倒引当金	△900	繰越利益剰余金	332,467
資 産 合 計	4,861,348	純 資 産 合 計	1,363,762
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,861,348

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,204,538
売 上 原 価	2,161,575
売 上 総 利 益	1,042,962
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	691,189
営 業 利 益	351,773
営 業 外 収 益	
受 取 賃 貸 料	5,937
補 助 金 収 入	87
為 替 差 益	6,087
そ の 他	4,821
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	26,048
支 払 手 数 料	3,000
そ の 他	143
経 常 利 益	339,516
税 引 前 当 期 純 利 益	339,516
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	67,793
法 人 税 等 調 整 額	△63,109
当 期 純 利 益	334,832

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他	利益剰余金 合 計		
					利益剰余金 繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	684,940	600,940	600,940	19,141	△273,726	△254,585	1,031,294	1,031,294
会計方針の変更による累積的影響額					△2,364	△2,364	△2,364	△2,364
会計方針の変更を反映した当期首残高	684,940	600,940	600,940	19,141	△276,090	△256,949	1,028,930	1,028,930
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					334,832	334,832	334,832	334,832
欠 損 填 補		△254,585	△254,585	△19,141	273,726	254,585	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	△254,585	△254,585	△19,141	608,558	589,417	334,832	334,832
当 期 末 残 高	684,940	346,354	346,354	-	332,467	332,467	1,363,762	1,363,762

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- | | |
|-------|-------------|
| 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
|-------|-------------|
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|--------------|--|
| ① 商品及び製品、原材料 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| ② 仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| ③ 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- | | |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物 15年～45年
構築物 7年～45年
工具、器具及び備品 5年～8年 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
- (4) 引当金の計上基準
- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| ③ 受注損失引当金 | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積もることができる受注契約について、当該将来損失見込額を引当計上しております。 |

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 受託試験事業（非臨床試験）

最終報告書の提出が履行義務であり、試験が中途解約された場合でも進捗度に応じた代金を受け取ることができる契約以外の契約については、一時点で充足される履行義務として最終報告書の検収完了時に収益を認識しております。なお、国内の取引においては、最終報告書の発送と引渡し時点に重要な相違がないことから、収益認識に関する会計基準の適用指針第86項を適用し、最終報告書の発送時点で収益を認識しております。
- ② 受託試験事業（SEND提供サービス）

報告書の提出が履行義務であり、報告書の発送と引渡し時点に重要な相違がないことから、収益認識に関する会計基準の適用指針第86項を適用し、報告書の発送時点で収益を認識しております。
- ③ 環境事業（設備等の製造販売）

主に装置の設計・製造手配及び現地調整作業の完了が単一の履行義務であり、顧客の検収時点で収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は95,211千円増加し、売上原価は1,453千円減少し、販売費及び一般管理費は31,670千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ64,994千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は2,364千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」、「電子記録債権」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示することといたしました。また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 受託試験事業に係る仕掛品の評価

① 計算書類に計上した金額

(金額単位：千円)

	受託試験
仕掛品	959,838
うち、受注から最終報告書提出まで の期間が1年を超える案件	304,248

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

仕掛品は取得原価で測定しておりますが、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、正味売却価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。正味売却価額は、受注金額から最終報告書の提出までに要する見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除して算定しております。当事業年度においては、損益計算書において、71,101千円（うち、受注から売上計上までの期間が1年を超える案件30,446千円）を売上原価に計上しております。

受注から最終報告書提出までの期間が1年以内の試験については、過年度に実施した同種の試験の実績に基づいて見積追加製造原価を算出しています。また、受注から最終報告書提出までの期間が1年を超える試験については、個々の試験ごとに試験内容に基づいて追加工数を積算し、見積追加製造原価を算出しています。

当初は想定していなかった被験物質の作用、検体の反応の状況等により、試験の総作業時間が大幅に増加し、仮定の見直しが必要になった場合には、翌事業年度において仕掛品評価損の金額が増加する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 143,635千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当業年度末において、当社には重要な税務上の繰越欠損金（122,481千円）が生じていることから、翌事業年度の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいてスケジューリングを行い、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。翌事業年度の課税所得の見積においては、当事業年度の受託試験市場の需要の水準が継続すると仮定しております。

受託試験市場の需要が著しく悪化する等により、当社の仮定の見直しが必要になった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	582,247千円
土地	613,912千円
計	1,196,160千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	88,040千円
長期借入金	562,890千円
計	650,930千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,416,991千円

(3) 財務制限条項

2019年3月27日に取引金融機関各行と締結した当社のタームローン契約（当事業年度末残高700,000千円）については、財務制限条項が付されており、以下のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① 各事業年度の末日における当社単体の貸借対照表における純資産の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日又は2018年3月に終了する決算期の末日における当社単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方75%の金額以上であること
- ② 各事業年度の当社単体の損益計算書の経常損益に減価償却費を加えた金額及び当該決算期の直前の決算期に係る当社単体の損益計算書の経常損益に減価償却費を加えた金額の平均金額が100,000千円を下回らないこと

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	300,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 期 末 株 式 数
普 通 株 式	2,998,800株	一株	一株	2,998,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23,990千円	8円	2022年 3月31日	2022年 6月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備資金については、主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客の多くが信用力の高い大手製薬会社等でありリスクは比較的低いものと認識しております。また、試験着手時には一定額の前受金を受理し、リスクの軽減を図っております。海外顧客に対する営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同様に前受金の受理によりリスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達及び長期運転資金を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に基づいて取引先毎に与信限度額を設定し、残高管理を毎月実施しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、予算管理規程に基づいて資金繰計画を作成し、各部からの報告により修正・変更する等対応し手許流動性の維持を図り流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」及び「買掛金」については、短期間で決済されるため、また「長期借入金」については、一定期間ごとに金利が更改される条件となっており、短期間で市場金利を反映していること、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) リース債務	192,249	192,668	418
負債計	192,249	192,668	418

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
リース債務	—	192,668	—	192,668

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類していません。

(注2) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	120,040	620,040	20,040	4,810	—	—
リース債務	72,109	57,565	37,669	17,823	7,081	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

原材料	9,349千円
仕掛品	21,259千円
未払給与	7,069千円
賞与引当金	46,981千円
未払社会保険料	7,552千円
未払事業税	4,945千円
関係会社株式評価損	253,094千円
減損損失累計額	122,485千円
繰越欠損金	36,621千円
その他	15,842千円
繰延税金資産小計	525,197千円
評価性引当額	381,562千円
繰延税金資産合計	143,635千円

9. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合 (%)	関係会社との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (会社等)	オリエンタル酵母工業株式会社	被所有 直接 14.7	試験資材の購入	試験資材の購入 (注) 1	101,322 (注) 2	買掛金	59,662 (注) 2

(注). 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	受託試験	環境	
日本	2,403,635	148,046	2,551,682
韓国	514,809	—	514,809
その他	138,046	—	138,046
顧客との契約から生じる収益	3,056,491	148,046	3,204,538
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	3,056,491	148,046	3,204,538

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
契約資産	7,103	57,992
契約負債	950,659	1,496,065

契約負債は、主に受託試験事業（非臨床試験）に係る収益認識前に顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、670,222千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	3,097,195
1年超2年以内	1,227,140
合計	4,324,335

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 454円76銭
(2) 1株当たり当期純利益 111円65銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他

(1) 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社の各事業において影響が生じております。

新型コロナウイルスによる経済活動への影響は不確実性が高いため、当社事業へのさまざまな影響は来期においても一定程度残るものと仮定しております。

なお、今後の感染拡大、収束時期や収束後の市場、消費者動向には相当程度の不確実性があります。感染状況や経済環境への影響等が当該仮定と乖離する場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社イナリサーチ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 陸 田 雅 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 下 条 修 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イナリサーチの2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

株式会社イナリサーチ 監査役会
常勤監査役 新村 和人 ⑩
社外監査役 松崎 堅太郎 ⑩
社外監査役 浦野 正敏 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70条）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書類に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または記録をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものと見なすことができる。</u>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	<p><u>第14条（電子提供措置等）</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<新設>	<p><u>（附則）</u></p> <p><u>1. 定款第14条の変更は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70条）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当政策を最重要課題のひとつと認識し、将来の事業展開に必要な内部留保を図りつつ、継続的かつ安定的な株主の皆様への利益還元を行うことを原則としております。また、配当金額は当社の業績、経営環境及び配当性向等総合的に考慮して決定することを基本方針としております。

当期につきましては、企業価値のより一層の向上と業界動向等を総合的に勘案し、2022年1月27日に発表いたしましたとおり1株につき8円とさせていただきます。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回配当を行うことができますが、通期の決算状況を踏まえ、期末配当のみを行うものとしております。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、23,990,400円となります。

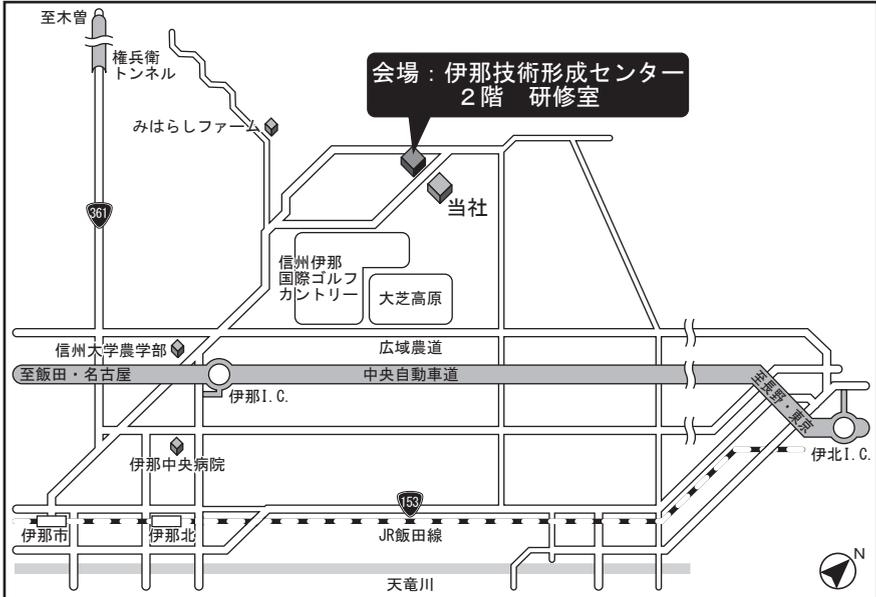
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日（月曜日）といたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 長野県伊那市西箕輪2415番地 6
伊那技術形成センター 2階 研修室
電話 (0265) 76-5661



<交通手段>

J R 飯田線 伊那北駅・伊那市駅より 車15分
中央自動車道 伊那インターチェンジより 車5分
(当社社屋の道路をはさんだ正面向かいの建物です)